

中国税務速報

2020年12月18日

1. 財政部 税関総署 税務総局 海南自由貿易港原材料・補助材料「ゼロ関税」政策に関する通知

「海南自由貿易港建設全体計画」を徹底するために、財政部・税関総署・税務総局は共同で2020年11月11日に「海南自由貿易港原材料・補助材料『ゼロ関税』政策に関する通知」を発表し、全島の閉鎖前に海南自由貿易港に登録され独立した法人資格を持つ企業について、「両頭在外（原材料の調達先と製品の販売先の双方を海外市場に求めること）」方式で生産加工活動の過程で消費した原材料・補助材料、または「両頭在外」方式でサービスや貿易の過程で消費した原材料・補助材料について、輸入関税や輸入に係る増値税と消費税を免除することを明らかにしました。第一弾の「ゼロ関税」政策が適用される原材料・補助材料には農産物、資源性製品、航空機、船舶修理部品など8つの大項目の169品目が含まれます。リストは海南省の実際の需要や監督管理条件に基づいて流動的に調整されます。本通知は2020年12月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5158524/content.html>

http://www.gov.cn/zhengce/2020-11/13/content_5561245.htm

2. 財政部 国家税務総局 2022年北京冬季オリンピック・パラリンピックの選考試合のスポンサー及び協賛に関する機構の第2弾のリストの公布

2020年11月14日、財政部と国家税務総局は、2022年北京冬季オリンピック・パラリンピック選考試合のスポンサー及び協賛に関する機構の第2弾のリストを公布しました。スポンサー企業または機構については、「財政部税務総局税関総局2022年北京冬季オリンピック・パラリンピックの税務政策に関する通知」の第3条第2項および「財政部 税務総局冬季オリンピック・パラリンピックの協賛企業に関する増値税政策に関する通知」の規定が適用されることを明確にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159329/content.html>

3. 財政部 国家税務総局 広告費と業務宣伝費の損金算入に関する公告

財政部と国家税務総局は2020年11月27日、広告費と業務宣伝費の損金算入に関する公告を発表しました。化粧品・医薬品・飲料（酒類製造を除く）の製造企業、広告費及び業務宣伝費の分担協定を締結している関連企業、ならびにタバコ企業の広告費及び業務宣伝費の損金算入方法について明確にしました。公告は2021年1月1日から2025年12月31日まで有効となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5159609/content.html>

4. 国家税務総局 「国際運輸船舶増値税還付管理弁法」の公布

海南自由貿易港、上海自由貿易試験区臨港新区の建設を支援するため、財政部、交通運輸部、税務総局は相次いで国際運輸船舶に関する増値税政策の通知を制定しました。国際運輸企業が国内製造船舶企業から購入し、海南洋浦港、上海洋山港に登録した船舶については増値税還付政策（以下「船舶税金還付」と略称します）が適用されます。船舶税金還付政策を適切に実施するべく、国家税務総局は2020年12月2日「国際運輸船舶増値税還付管理弁法」を制定し、船舶の税金還付に関する届出、取り扱い、その後の管理などの問題について明確にしています。

弁法により、還付される増値税額は、運輸企業が船舶購入により取得した増値税専用発票に記載された税額となります。船舶の税金還付政策が適用される運輸企業は、船舶税金還付の初回申告の際に、以下の資料を主管税務機関に提出し、船舶税金還付申請を行うことになります。

- ・ 真実かつ完全な「輸出還付（免税）届出表」とその電子データ
- ・ 国際運輸業務または香港・マカオ・台湾の運輸業務に従事することを証明する書類の写し

弁法の公布後は「船舶所有権登録証明書」の発行日が下記の期間である場合、船舶税金の還付を申請することができます。

海南船舶：2020年10月1日から2024年12月31日まで

上海船舶：2020年11月1日から2024年12月31日まで

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159448/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5159449/content.html>

5. 国家税務総局 一部の納税者に関する個人所得税源泉徴収の利便性向上に関する公告

雇用の安定化を支援し、消費を促進し、新たな発展の構築を支援するべく、国家税務総局は2020年12月4日に公告を発表し、一部の納税者に関する個人所得税の源泉徴収方法の利便性を向上し、最適化を図っていくことを明確にしました。

前年の納税年度内に毎月同じ企業で、給与・従業員報酬に係る個人所得税を予定納付し、かつ前年度の賃金・給与による収入が6万元を超えない者については、源泉徴収義務者は本年度の賃金・給与所得の個人所得税を予定納付する際、通年6万元として累計控除費用を計算し控除します。すなわち、納税者の累計収入が6万元を超えない月には、個人所得税の源泉徴収と予定納付は行われず、累積所得が6万元を超える月とそれ以降の月では個人所得税の源泉徴収と予定納付が行われることになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5159450/content.html>